

平和／暴力への問いと「沖縄平和論」の可能性

—『沖縄平和論のアジェンダ』の読解を通して

秋山道宏
(PRIME 助手)

1 はじめに

本稿では、2018年4月に法律文化社より出版された星野英一他著『沖縄平和論のアジェンダ：怒りを力にする視座と方法』（以下、本書）をてがかりに、現代沖縄をめぐる平和／暴力への問いかけがもつ意味を検討し、それを通して「沖縄平和論」の可能性や課題について考えてみたい。本書については、すでにいくつかの書評も公表され、重要な論点が提示されている。そこで、「はじめに」では、まず、この書の基本的な性格と全体の概要を紹介し、書評において提示された論点を引き取るかたちで、上記の課題のもつ意味について明らかにしておこう。

(1) 『沖縄平和論のアジェンダ』の性格と全体の概要

本書は、「平和」のありようが常に問われる沖縄という場に身を置きつつ、教育・研究・運動を行ってきた6名の執筆者によって書かれた「沖縄平和論」の試みである。この書を編む目的は、当初、「大学の共通教育科目『平和論』の教科書」の作成にあったようだが、「沖縄発の平和論に関心を持つ一般読者にとっても興味深い多様な論点を提示したテキスト」(ii頁)⁽¹⁾へと広がったようである。執筆者の専門領域は、国際関係論、政

治学、法学、社会学・社会運動論、教育学と幅広いものだが、沖縄の歴史・現状と切り結ぶかたちで、それぞれの専門から「沖縄平和論」の視座と方法を提示しているという意味で、まさに平和学(平和論)の「学際性と臨床性」(iii頁)を具体化したものであると言える。

このような本書の性格を踏まえたいうえで、全体の構成と概要について触れておこう。本書は、4部8章の構成となっており、順に「理論・分析」(歴史分析を含む)・「運動」・「実践」という位置づけを与えられている(iv頁)。

テキスト全体の前提となる「理論・分析」パートにあたるのは、「第1部 安全保障の理論から考える平和」と「第2部 沖縄の軌跡から考える平和」である。第1部は、沖縄の米軍基地の実態に即しつつ、勢力均衡による戦争の不在を「平和」と捉える「国家の安全保障」の理論とその限界を整理し(第1章)、それを乗り越えるものとして、日常的な恐怖や貧困の解消を「平和」と捉える「人間の安全保障」の視点を提示している(第2章)。第2部は、「人間の安全保障」とかかわって重要となる、国際的な人道法・人権法の展開と日本国憲法の視点から、沖縄の歴史・現状について考えるものとなっている。その内容としては、沖縄に集中する米軍基地の歴史・現状を「歴史的不正義」と捉え、不正義を克服するための国際法的な原理

として「人民の自決権」を提示する第3章と、日本国憲法と沖縄の戦後史との関係を跡づけつつ、憲法体制から分離されながらも、その原理（国民主権や基本的人権）を体現しようとした歴史として沖縄戦後史を評価する第4章からなる。

続く、「運動」のパートにあたる「第3部 マイノリティの視座から考える平和」では、第1部でみたような国家（統治）、すなわち軍勢力などに依拠する「平和」を批判的に捉え返すため、社会運動とジェンダーという視点から「平和」を扱っている。社会運動論の視点からは、平和運動を「平和的手段のみによる運動」とする見方を、暴力論の丹念な検討から批判し、運動の核心にある非暴力直接行動を現在の状況への「闘争線」（緊張と対決を要請する）の引き方にかかわる「ちから」の行使のありようと位置づけている（第5章）。ジェンダーの視点からは、平和を「女性」性の現れとして本質化してしまうあり方（運動の側にも入り込む線引き）を批判しつつ、沖縄での「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の運動が「性暴力」や「構造的暴力」という概念を自らのものとして獲得していく過程と、その意義が検討されている（第6章）。また、この二つの章では、マイノリティの現状を変えようとする運動において、アイデンティティの本質化に抗しつつ、複雑に交差する人種／セクシュアリティ／階級のありようを捉えることの必要性が指摘されている点も重要であろう。

最後の「実践」のパートにあたる「第4部 平和教育の実践から考える平和」は、第3部までの「理論・分析」と「運動」で検討した内容を平和教育という実践とどうつなぐのか、というテーマについて戦後沖縄の平和教育史（第7章）と教育実践（第8章）の二つの視点から検討している。この二つの章では、「戦争はダメ」という答えが用意された平和教育のマンネリ化や、結論の押しつけといった問題点を正面に据えて議論を展開し

ている。平和教育史の章では、平和教育の出発点となった社会科教育の歴史をたどりつつ、戦争体験世代による教育の戦争責任への問いかけのなかから体験記録運動が起こり、それが1960年代以降の平和教育を支えていったことが明らかにされている。続く教育実践の章では、「共感共苦」（コンパッション）や「想像力」をもって「軍隊の本質」（暴力性や住民との共存不可能性）を子どもたち自身がつかむための実践が取り上げられ、教育を通して、戦争を正当化せず、平和をつくり出す主体となることが、「人間の安全保障」にもつながることを強調している。

（2）『沖縄平和論のアジェンダ』をどう読むか

以上が本書の概要であるが、ここで指摘しておきたい点は、従来、沖縄を平和学（平和論）の視点から扱った類書とは異なり、各部各章のつながりが意識された内容となっていることである。この特徴は、教科書（テキスト）という性格に由来すると考えられるが、多角的な視点の提示や個別テーマの分析にとどまらず（類書はそのような性格が強い）⁽²⁾、「沖縄平和論」としての「まとめり」を意識して編まれたものであることは確かであろう。

しかしながら、本書の各章のあいだには、すでに書評において言及されているように、沖縄の歴史・現状への認識や、それを表す「ことば」における不一致や対立が存在している⁽³⁾。より端的に言えば、本書の読解を通して考えるべき論点とは、大野光明が指摘するように「各章のあいだの関係性をどのように読むか」⁽⁴⁾を考えることなしに見えてこないだろう。このような読解は、本書を「『平和論』の教科書」ととどめず、より広い読者を想定した作品として理解するためにも不可欠である。

では、「各章のあいだの関係性」を意識して読解を試みる際に、専門領域も異なり、また、扱う

対象も異なっている各章を比較可能なものとして引き合わせる論点とはなんであろうか。思うに、それは、本書のタイトルともなっている「沖繩平和論」の内実を丹念に理解すること、すなわち全体を通して議論されている「平和」の内実（「暴力」の内実と引き写しである）と、それに結びつけられる「沖繩」という「まとまり」（主体ないし対象）をどのように捉えているのか、という二つの点にあるだろう。

以下、2においては、本書の平和／暴力への問いかけのあり方や認識について検討し、3では、「沖繩」という主体・対象をどのように捉えているのか、について明らかにする。そのうえで、4では、筆者のこれまでの沖繩戦後史研究ともかわらせて、本書で示された「沖繩平和論」の位置づけや課題についてまとめる。

2 平和／暴力への問いと浮かび上がる「沖繩平和論」の輪郭

(1) 平和／暴力をめぐる議論の輪郭とそこからこぼれ落ちるもの

まず、本書の平和／暴力をめぐる基本的な捉え方についてみておきたい。すでに触れたように、執筆者の専門領域はさまざまであるが、本書は平和学（平和論）の立場から編まれているため、平和／暴力についての捉え方の大枠は平和学のそれである。「はしがき」では、明快なかたちで、「戦争に代表される直接的暴力のない状態を平和と呼ぶことができるが、それは『消極的平和』であり、平和研究の対象としては十分ではない。衣食住や医療、教育の不足、自由や主体性の剥奪などの構造的暴力のない状態を『積極的平和』と呼び、これを探求の対象にするのが平和学であると言える」（iii頁）としている。

特に、この平和／暴力に関する認識を意識して書かれているのが第1～3章であろう。第1章か

ら第2章への展開では、戦争の不在を「平和」と捉える「国家の安全保障」を批判的に検討し、安全や脅威の理解を軍事的脅威に限定せず「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」（31頁）として、「人間の安全保障」を位置づけている。ここで想定される平和／暴力は、「国家の安全保障」においては「消極的平和」／戦争であり、「人間の安全保障」においては「積極的平和」／構造的暴力である。また、第3章では、問題関心を示した冒頭において、「沖繩は平和か？」と問いかけつつ、次のように沖繩の歴史・現状を表現している。「『暴力がない状態』を平和と言う。さらに積極的には、暴力が構造化され制度化されているところでは、平和はないと考えられている。沖繩に住む人々が平和を実感できないのは、人間の安全保障を否定する構造的な暴力が蔓延しているからである」（59-60頁）。この「平和を実感できない」というリアリティは、本書全体に共有されているものである。

こう平和／暴力を捉えることで、本書では、戦争と結びつけられた米軍基地のもたらす直接的な暴力にとどまらず、それを維持するためにとられてきた振興・開発策の問題性を問い、また、沖繩のめざす「豊かさ」の中身への問いかけも可能となっている（第2章）。しかしながら、上記の平和／暴力の理解は、沖繩の歴史・現状の問題点をうまく腑分けできている反面で、そこからこぼれ落ちてしまうものもまた、本書全体からは読み取れる。それを浮かび上がらせるのは、平和と対置された暴力という発想それ自体への問いかけ、すなわち暴力への認識を問うことによってである。

(2) 暴力／非暴力という問いかけと「沖繩平和論」

本書では、沖繩をめぐる平和学（平和論）として、上で述べたような、基本的な平和／暴力への知見は全体に共有されている。一方で、ここには、

平和／暴力の理解をゆるがす問いかけもまた含まれている。それは、社会運動（第6章）の視点からのもので、「平和」という概念が統治を含み込んでおり、軍事力による平定も想定されているとし、統治に依拠しない「平和」はあり得るのか、という問いかけである（119頁）。この指摘は、「国家の安全保障」に依拠した「平和」への批判と重なりつつも、暴力を成立させている統治や権力を問い、平和学（平和論）に対して、暴力／非暴力をめぐる緊張関係を直視するよう求めていると言える。

そして、このような問いは、平和を求める運動を「平和的手段のみによるべきものである」と狭く理解するあり方自体への批判を含み込んでいる。上述のような形式の運動は、一見すると「非暴力」的で効果的のように見えながら、統治・権力に組み込まれ、対抗的な力を失ってしまうことが指摘されている。たとえば、それは、アメリカでの共和党大会（2004年）への抗議行動⁽⁵⁾のなかで、「平和な活動家は歓迎します」としたニューヨーク市当局のキャンペーンにおける呼びかけからも浮き彫りになる（126頁）。このような「呼びかけ」は、一方で「暴力」を用いた武力闘争などを悪魔化し、取り締まりの対象としつつ、対抗的な運動を「非暴力」の枠内で管理するものである。本書では、このような局面が批判的に捉え返されている。

では、統治・権力に管理されるものとしての暴力／非暴力を超え出るとは可能であろうか。一つの参照軸として、アフリカの植民地解放闘争の文脈から考えてみるとどうであろう⁽⁶⁾。そこでは、戦術として道具的に「非暴力」を用いるという考え方や、逆に、植民地解放という目的の正当性を根拠に「暴力」を肯定し、武装闘争を進めていくという考え方もとられていた。しかしながら、ここでも、上述した統治・権力による管理は前提とされているのであり、暴力／非暴力の区分は固

定的なものであると言える。これに対して、本書では、統治・権力のもとでの結びつきとは異なるものを志向することで、暴力／非暴力の区分をゆるがそうとする。そこで重視されているのが、武力闘争などに狭められがちである「直接行動」を「非暴力」と結びつけて捉え（非暴力直接行動）、新たな「闘争線」を引くような「たたかい」の政治である（127頁）。

ここで示唆的なのは、酒井隆史の暴力論を紹介しつつ、マーチン・ルーサー・キングJr.（＝非暴力的）とマルコムX（＝暴力的）とを対置させるような単純化を、解きほぐしている点である。曰く、マルコムXの暗殺後、キングにおいても「ブラック・パワーをその置かれた地域固有の文脈から理解するよう努め、ヴェトナム反戦を公然と訴え始めていた」（128頁）のであり、彼の進めた非暴力直接行動は、争点化をはばむような政治に対抗し、新たな「闘争線」を設定するものとして緊張や対立を伴うものであった。それは、まさに当局（統治者）に飼いならされるような暴力／非暴力の線引きを拒否することでもあったと言える。本書では、この非暴力直接行動によって行使されるものを、「暴力」ではなく、「ちから」（ないし本書の副題の「力」）と捉えている。

以上の暴力／非暴力という区分の問い直しは、沖縄をめぐる「暴力」（戦争＋構造的暴力）を克服し、「平和」（消極的平和＋積極的平和）を達成するという固定的な意味での「沖縄平和論」の輪郭をゆるがし、緊張や対立のなかで「沖縄平和論」そのものを組み直すことを要請していると言える。この点は、「沖縄」という主体・対象をどのように捉えるのか、という次の論点とも密接にかかわっている。

3 「沖縄」と「平和論」を結びつける試み：つくり直される「沖縄」

2で検討したように、暴力／非暴力という視座を組み入れたとき、「平和」が達成されるべき特定の状態ではなく、それ自体がつねに歴史や現状をまえに問われるならば、「平和」を達成しようとする「沖縄」という主体・対象をどのように捉えるべきか、もまた問い直される必要がある。

一読してわかる通り、本書において「沖縄」を表す言葉は、「人民」「住民」「グラスルーツの市民」「生活者」「暮らす人びと」など様々である。本書の大まかな傾向として、大野が疑問を提示するように、「『沖縄』を一括りに論じてしまっていないか」⁽⁷⁾ということはひとまず言える。同時に、ここで本書から丁寧に読み取るべきなのは、「沖縄」という主体・対象をどのように捉えるべきか、をめぐって生じている対立ないし呼応する関係である。

まず、対立点として明らかなのは、「沖縄」を集合的で政治的な主体として明確に打ち出す見方（主に第3章）と、そのような本質化を回避したかたちでアイデンティティを考えようとする見方（主に第5章および第6章）である。前者については、「人民」と「民族」のいずれの呼称をとるか（第3章では一般的な呼称である「民族自決権」を「人民の自決権」と言い換えている）、という違いはあるものの政治的主体を立ち上げることが意図されている点で、大きな差はない。ここで重要なのは、呼称そのものから政治性を読み取り拙速に批判することではなく、むしろ、ある呼び方で「沖縄」を表すことを通して、どのように「沖縄」をめぐる規範や社会（秩序）を理解しているのか、という点である。それは、「日本本土」と「沖縄」を対置させるような捉え方や、「琉球／沖縄」の人びとを「人民」と捉えることのもっている意味合いを問うことでもある。たとえば、第3章で

展開されているように、「琉球／沖縄」は、歴史的にみて「人民」であるから政治的主体としての権利や主権性を主張しうる、という論理はとても明快に思える。しかしながら、ここでは、すでに存在している規範や社会（秩序）から導かれるかたちで、「琉球／沖縄」の「人民」としての性格や主権性が導出されている（分離独立も肯定される）。

それに対して、「住民」「グラスルーツの市民」「生活者」「暮らす人びと」といった括り方は、カテゴリーそのものを組み替えることを要請する。これらは、規範や社会（秩序）を構成的なものとなすカテゴリーであり、すでに存在する特定の規範や社会（秩序）から、人びとを括るカテゴリーを導くのではない。むしろ、ここでは、カテゴリーできない主体・対象たる「沖縄」の人びとが、規範や社会（秩序）を形づくることを重視している。「市民権をつくり直すような市民」や「革命への権利」が、社会運動の章において強調されているのも、そのためだと考えられる。そして、この見方は、人びとのアイデンティティを固定的な「あるもの」から、「なるもの」という「変容の政治」のなかで捉える指摘と密接にかかわっている（134頁）。

また、このような捉え方は、憲法や平和教育を扱っている章とも呼応している。日本国憲法という規範と「沖縄」とのかかわりも、その適用の有無ではなく歴史や現状を構成するものとして理解されている。第4章の結びでは、「沖縄の復帰を挟んだ過去と現状は平和憲法の不適用、適用にかかわらず、憲法原理の重要性を浮かび上がらせてきた。能動的意味において、今後の日本の沖縄化は、平和憲法原理の再確認が全国各地の自治的歩みの中で進むことを期待したい」（114-115頁）としている。この指摘では、沖縄における歴史と現状が「憲法原理の重要性を浮かび上がらせてきた」という構成的な側面を強調しつつ⁽⁸⁾、また、

「日本本土」と「沖縄」を対置し、「沖縄」を本質化するのとは異なる論理が提示され、分離独立とも距離を取っている。加えて、教育が主体形成のあり方と密接にかかわるものであると考えたとき、戦後沖縄における平和教育の歴史と実践は、1960年代から70年代にかけての「国民教育」的なものではなく⁽⁹⁾、「平和教育」を通して「人権が守られる状態をつくり出す」(205頁)ような主体形成をめざすものでもあった。これもまた、「沖縄」という主体・対象を、規範や社会(秩序)をつくり直していくものと捉える見方に呼応しており、この転換の背景に沖縄戦体験があったことも忘れてはならない(第7章)。

4 まとめと結論

以上、平和／暴力をめぐる議論の問い直しと「沖縄」という主体・対象の捉え方から、本書の「沖縄平和論」について検討してきた。この書は、沖縄の歴史も射程には入れているものの、沖縄戦後史をめぐる研究蓄積との接点は必ずしも明確なものではない。そこで、最後に、筆者の専門でもある沖縄戦後史研究と関連づけるかたちで、今後考えていくべき論点も含めつつ、本書の「沖縄平和論」の課題について示したい。

本稿の第一の論点であった、平和／暴力をめぐる問いに関しては、戦後沖縄における非暴力直接行動の思想的ないし歴史的な展開と、その内実がより詳細に明らかにされる必要があるだろう。2で触れたように、本書の議論は、戦術としての非暴力(道具的・状況的に非暴力を用いる)や解放のための暴力(武力闘争)を正当化する見方とは一線を画しているが、非暴力直接行動のもつ「ちから」(ないし「力」)の「沖縄」という歴史的文脈における内実と豊かさを、さらにくみ取っていくことが求められる⁽¹⁰⁾。これと関連し、特に筆者が重要だと考えているのは、1960年代から日本

復帰にかけて、沖縄で「暴動」や「ストライキ」のもった非暴力直接行動としての意味合いである。第5章では1970年の暮れに起こったコザ「暴動」⁽¹¹⁾の創造的ないし祝祭的な側面が指摘されているが、「暴動」や「ストライキ」を取り上げることは、暴力／非暴力や合法性／違法性という区分けそのものを問うことにつながっている。筆者が近年研究している1960年代後半のB52撤去運動では、その盛り上がりの延長線において、「ゼネラルストライキ」(2・4ゼネスト)を志向したが、そこでは、「ストライキ」という直接行動の「政治スト」(労働条件の改善ではなく、政治的目的を達成するためのストライキという意味)としての側面が経済界や保守政治家から批判された。この「政治スト」批判は、「ストライキ」を合法性／違法性という枠内で捉えて批判したのに対して、B52撤去運動を進めた側は「生命を守る」という主張のもと、スト権(合法性)以前の領域、すなわち「抵抗権」の行使をも想定していた。ここでは、非暴力直接行動が、暴力／非暴力や合法性／違法性という、統治・権力による区分をゆるがすものとして現れ出ている。

従来、沖縄戦後史研究のなかでも、復帰運動史や政治史の蓄積は膨大であるものの、政党・団体・組織や政治家の動向に重きを置いてきたため、「暴動」や「ストライキ」といった「その場かぎり」のようにみえる集合的な抗議のあり方の意味を、あらためて丹念にたどっていく必要があるだろう。ひるがえって言えば、本書の沖縄戦後史研究への含意は、「沖縄平和論」において暴力論を明確に据えた点にあると言える。

もう一点、「沖縄」という主体・対象をどのように捉えるのかという論点は、現在の沖縄における／をめぐる言論状況とも関連して重要である。すでに拙稿において論じたように⁽¹²⁾、1990年代末から2010年代にかけて、「沖縄」や「琉球民族」という主体を強調する、左右の側からの歴史修正

主義的な動きが出てきている（沖縄イニシアティブ論から琉球独立論への流れ）。本書の執筆者らは、それらの流れには批判的だと考えられるが、一方で、「日本本土」と「沖縄」を対置させる見方や、「琉球／沖縄」を政治的主体として強調するなど、重なりもまた存在している。現在、嫌冲発言の流布や「ヘイトスピーチ」の存在も背景としつつ、日本（人）への嫌悪感をも醸成しながら主張される琉球独立論の批判的な検討が、「対抗言説の貧困」とでも呼びうる状況のもと、非常に限定されている。このようななかで、本書で示された、「民族」ではなく「人民」として「沖縄」という政治的主体を立ち上げることに、琉球独立論とどのような重なりや違いが存在するのか、また、上記の考え方や緊張関係にある、規範や社会（秩序）を構成する／つくり直す主体として複数の「沖縄」を構想するあり方が、どのような歴史的意味をもつのか、を問うことで「対抗言説」の幅を広げていくことが必要だろう。

本書の「あとがき」では、「平和」のあり方が日々問われる「核心現場」（白永端^{べくよんそ}）、すなわち「沖縄」という場のもつ磁場について、強調されている。まさに、この「核心現場」でめざされる「沖縄平和論」とは、本稿で示したように、緊張関係のない予定調和的なものではなく、むしろ「平和」をつくり出すための技法を深化させる論争的なものであろう。そして、「沖縄平和論」を深めるといふ動機は、「基地・軍隊の暴力が今日もなお過密に折り畳まれているこの島であるが、怒りを力に変え、非戦の価値から平和の技法を洗練させている場所でもあるとの確信」（210頁）によって支えられている。本書を手にした者に求められるのは、ここで提示された「沖縄平和論」を「ちから」（ないし「力」）に変えるための議論と実践ではないだろうか。

註

- (1) 『沖縄平和論のアジェンダ』からの引用や要約については、該当箇所の後ろに丸括弧でページを示す。それ以外の文献や論文などからの引用については、脚註にて示している。
- (2) 平和学（平和論）の視点から沖縄を扱った書としては、石原昌家・仲地博・C.ダグラス・ラミス〔編著〕『オキナワを平和学する！』法律文化社、2005年を参照のこと。同書は、「沖縄の平和学に16の側面から多面的にアプローチしたこと」（264頁）を特色として挙げており、平和学（平和論）としての「まとめり」はあまり重視されていない。また、日本平和学会は、1970年代から90年代にかけ、二度の沖縄大会を書籍としてまとめている（日本平和学会〔編〕『沖縄：平和と自立の展望』早稲田大学出版部、1980年および佐久川政一・鎌田定夫〔編〕『日本平和学会 1996 沖縄研究集会報告集 冷戦後の日本と沖縄：その自立・共生・平和の展望』谷沢書房、1997年）。そこでのテーマは、米軍基地や開発問題など、沖縄の直面する現実的な課題について検討することにあり、ここでもまとまった「沖縄平和論」を打ち出すことは目的とされていない。
- (3) 大畑凜「書評 星野英一・鳥袋純・高良鉄美・阿部小涼・里井洋一・山口剛史『沖縄平和論のアジェンダ：怒りを力にする視座と方法』『ピープルズ・プラン』（81）、2018年、161-163頁および土井智義「書評 星野英一他著『沖縄平和論のアジェンダ：怒りを力にする視座と方法』『神奈川大学評論』（90）、2018年、133頁。
- (4) 大野光明「Book Review 臨床性に満ちた『平和論』のもつ怒りの感度」『越境広場』（5）、2018年、185頁。

- (5) これは、イラク戦争最中の2004年、大統領選挙を目前に控えた共和党がブッシュ再選をめざしてニューヨーク市で開いた党大会に対する抗議行動である。イラク戦争を進めたブッシュ再選をめざす大会の同地での開催の政治的意味が問われ、多種多様な抗議行動が展開された(126頁)。
- (6) 小倉充夫・船田クラークさん『解放と暴力：植民地支配とアフリカの現在』東京大学出版会、2018年。同書の「第I部 課題と歴史」の「第1章 解放と暴力」では、植民地支配と暴力や、本論にかかわる暴力と非暴力の関係性などについて論じられている。本論では、第1章を参照して暴力と非暴力をめぐる議論をまとめた。
- (7) 大野前掲書評、185頁。ただし、大野は、多層的な関係性や複数の経験を示す「断片」が本書に散りばめられていることも、また指摘している。たとえば、それらは、「沖縄にも存在した『慰安婦』(147頁)、沖縄の「非正規雇用者や低賃金労働者」(157頁)、イラクやアフガニスタンでの「戦争犠牲者」(206頁)、あるいは「加害者にさせられた市民としての兵士」(157頁)たち(大野前掲書評、186頁)である(最後の「加害者にさせられた市民としての兵士」の本書からの引用は正確には206頁)。
- (8) 憲法原理を構成的に捉えるという際、一つの参考になるのが、J.ハーバーマスの提示する「憲法愛国主義」という議論である。憲法学者の愛敬浩二は、沖縄と憲法について論じた論文で、以下のように「憲法愛国主義」についてまとめている。「ハーバーマスはドイツ統合を前にして次のように論じた。アウシュヴィッツはドイツ人の歴史を徹底的に断絶させた。ドイツ人はもはや、自己のアイデンティティを歴史的な運命共同体としての民族(Volk)とか、言語共同体・文化共同体としての国民(Nation)とか、あるいは実績共同体としての社会保障システム・経済システムといった所詮は政治以前の所与に過ぎない何物かに求めることはできない。ドイツ人のアイデンティティはドイツ連邦共和国基本法の『国家公民からなる国民』の担う規範的価値にのみ求めうる」(仲地博・水島朝穂[編]『オキナワと憲法：問い続けるもの』法律文化社、1998年、34頁)。欧米型の価値や規範を日本・沖縄においてそのまま想定することには留保が必要なものの、ここでの指摘は、特定の歴史や共同体といった「政治以前の所与に過ぎない何物か」に依拠して「沖縄」という主体・対象を立ち上げることの不可能性を示唆しており、その意味で重要であろう。ちなみに、上記の「アウシュヴィッツ」は、沖縄の歴史においては「沖縄戦」と言い換えることができるだろう。
- (9) 沖縄県教育文化資料センター「平和教育研究委員会」[編]『教研中央集会「国民教育・平和教育」分科会の変遷』沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合、1990年を参照のこと。この資料によると、日本復帰運動を背景に「日本の国民となること」を追求した「国民教育」分科会が、「平和教育」分科会へと衣替えしたのは1979年とされている。
- (10) ただし、本書でも「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の運動や基地反対運動の記述から、輪郭は描かれている。
- (11) コザ「暴動」とは、1970年12月20日未明、コザ市(現在の沖縄市)において起こったもので、数百人の沖縄住民が米軍人・軍属の車両を炎上させ破壊し、負傷者・逮捕者を出した出来事である。直接のきっかけとなったのは、その日、米軍人の運転してい

た車両が、道路横断中の住民をはねたことで、その取り調べをめぐる小競り合いから「暴動」へと発展した。「暴動」が大きくなった背景には、同年9月に糸満町（現在の糸満市）で起こった女性のれき殺事件において、加害者の米軍人が軍事裁判で証拠不十分のため無罪となったことへの人びとの怒りがあったとされる（判決は同年12月11日）。この「暴動」には、「確固たる指導者もおらず、死者や店舗破壊、略奪等も皆無であり、さらに黒人兵への暴行回避が暗黙のうちに出来あがって」いたことが指摘されている（沖縄市企画部平和文化振興課 [編] 『米国が見たコザ暴動』 沖縄市役所、1999年、11頁）。コザ「暴動」をめぐる裁判では、かかわった住民の行動が「抵抗権」にあたるかが一つの争点となった。なお、コザ「暴動」については、山崎孝史が地理学の視点から継続的に研究を行っている。研究成果は<http://polgeog.jp/research/reports>から閲覧可能である（最終閲覧2019年1月7日）。

- (12) 秋山道宏「琉球独立論を考える：左右からの歴史修正主義に抗して」『唯物論』(90)、2016年、70-88頁。